

**Q 1 子供の学費に充てるため貸付けを受けたいのですが、どのような貸付けを受けられるのでしょうか？また、貸付けを受けるため、どのような手続きが必要でしょうか？**

A 1 「教育貸付け」を利用することができます。その内容及び申込手続は、次のとおりです。

**○ 教育貸付けの内容**

貸付の対象となる事由	組合員，被扶養者又は被扶養者でない子，孫若しくは兄弟姉妹が，学校教育法第 1 条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程，特別支援学校の高等部を含む。），大学若しくは高等専門学校，同法第 124 条に規定する専修学校又は同法第 134 条に規定する各種学校又はこれらに準ずるものとして理事長が定める要件に該当する外国の教育機関（注 1）に入学又は修学するために資金を必要とする場合（注 2）
貸付限度額	最高 550 万円までの範囲内で，必要額以内の金額（10 万円単位）
償還回数	250 回以内
貸付利率	年 1.32%（新規貸付の場合（借替を含む）） <b>※変動金利</b>

（注 1） 入学（修学又は受講）する課程の修業年限が 3 月以上であり，かつ正規の教育課程の修業年限が 1 年以上である教育機関

（注 2） 貸付日以降おおむね 1 年以内（同一年度内）に支払う臨時的費用

（貸付けの対象となる費用の例）

- ・ 入学金，授業料等学校に納める費用
- ・ 教材費，制服代，教育機器購入費
- ・ アパートの敷金，礼金，家賃
- ・ 家電製品，家具購入費
- ・ 通学のための交通費（通学定期券代）
- ・ 他の金融機関等の教育を事由とする貸付け（教育ローン）の借り換え

（貸付けの対象とならない費用の例）

- ・ 生活費
- ・ 旅費
- ・ 受験費用

**○ 教育貸付けの申込手続**

締切日	毎月 20 日（必着） ※ 入学による教育貸付けについては，1 月，2 月及び 3 月の貸付月のみ，各月の初日 ※ 締切日が県の休日と重なる場合は，県の休日の翌日
-----	---

提出書類	(共通)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付申込書</li> <li>・貸付借用証書</li> <li>・貸付事業における個人情報に関する同意書</li> <li>・借入状況等申告書</li> <li>・最新（直近）の給料明細書等の写し</li> <li>・団信制度適用申込書（適用希望者のみ）</li> </ul>	必要額が確認できる書類 (入学金・授業料の納付書, 納入通知書の写し及び諸経費等の納付書, 契約書, 請書, 請求書, 領収書の写し等)
	入学	合格通知書の写し又は入学許可書の写し	
	修学	在学証明書（原本）	
	(外国の教育機関への入学等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学（修学又は受講）許可書の写し</li> <li>・貸付事由の内容が網羅された外国の教育機関の証明書等</li> </ul> <p>(「福利厚生事務の手引」様式集の「外国の教育機関の証明書」を参考にしてください。)</p>	

**注意！ 費用支払後に貸付けの申込みを行う場合は、支払日から 1 か月以内に、提出書類が共済組合で受理されることが必要です。**